

人材紹介に関する基本契約書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社 アセットコンサルティングネットワーク（以下「乙」という）は、甲乙間の人材の紹介に関して取り決め、その内容を定めた基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に対し甲の要望または求人票に基づき人材を紹介する（以下「本件業務」という）。

（採用）

第2条 本件業務により乙より紹介された人材を甲が採用決定した場合（以下この場合に採用決定された者を「採用者」という）甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。

2 甲は、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、その内容を相互に確認する。

（甲の義務）

第3条 甲は、本契約の有効期間中及び契約終了後も乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

（紹介手数料）

第4条 本契約に基づく紹介手数料は、成功報酬とし、甲は、乙の請求に基づき支払うものとする。紹介手数料は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、当該採用者が甲に入社した時点で発生するものとする。

2 甲は、前項の決定を行ったときは、甲が当該採用者に対して発行した採用決定通知書等の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。

3 紹介手数料は、採用者1名につき 初年度想定年収の30%または800,000円（税別）のどちらか高い金額とする。但し、甲乙協議の上、別途個別に定めることができる。

（支払）

第5条 甲は乙の請求により、請求金額を採用者の入社した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、乙の指定する銀行口座に振込み支払う。なお、振込手数料等は甲の負担とする。

2 前条の紹介手数料に消費税は含まれない。甲は別途、紹介手数料に消費税率を乗じた額をあわせて乙に支払う。

（紹介手数料の返還）

第6条 採用者が甲に入社後、自己都合により3ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を返還するものとする。

入社後 10日以内に退職	紹介手数料の100%
入社後 2ヶ月以内に退職	紹介手数料の50%
入社後 3ヶ月日以内に退職	紹介手数料の25%

但し、甲の採用者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する等の退社の場合はこの限りではない。

(有効期間)

第7条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約解除の意思表示がなされないときは、本契約は同一条件により1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 本契約期間終了時点において、第4条に定める支払等の未処理の事項がある場合、当該事項は本契約に基づき処理するものとする。

(中途解約)

第8条 甲が本契約を中途解約する場合、乙に対する1ヶ月以上前の通知をもって足とする。

(損害賠償)

第9条 甲または乙が次の各号の一つに該当するときは、当該当事者の相手方は、本契約を解除して、または解除せずに、蒙った損害の賠償を当該当事者に対し請求することができる。

- ① 社会的失墜をきたすような行為を行った場合
- ② 本契約に違反した場合
- ③ その他本契約の履行に支障をきたす行為を行った場合
- ④ 第12条（反社会的勢力の排除）第1項、もしくは、第2項各号のいずれかに該当する行為をし、また同じく第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしていたことが判明した場合

(不可抗力)

第10条 本契約書上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- ① 天災地変等の自然災害
 - ② 暴動・内乱・戦争
 - ③ 労働争議等
 - ④ 行政庁等による命令処分
 - ⑤ 法令の制定改廃
 - ⑥ 交通機関の事故
 - ⑦ その他前各号に準ずる非常事態
- 2 前項各号の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。

(法令等の遵守)

第11条 甲及び乙は、日本国の法令等を遵守し公正かつ適正に、本契約を履行せねばならない。

- 2 甲及び乙は、相手方が本契約の履行に関連して法令等を遵守するために必要な報告または資料の提供を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 甲は、外国人である採用者を雇用する場合、厚生労働省が定める「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守する。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、各都道府県で実施されている「暴力団排除条例」を遵守する。

- 2 甲及び乙は、自らが、または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- ① 暴力的な行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀し、その業務を損害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本件業務に関連して知り得た選考対象者等第三者に関する情報、並びに、甲乙お互いの秘密、又は、不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。

なお、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

(求人条件等の情報開示・公開)

第14条 乙は、業務提携関係にある人材紹介会社に対し甲の企業情報を提供することがある。この場合、乙は当該業務提携先に対しても乙と同様の守秘義務を負わせるものとする。

(損害賠償)

第15条 甲及び乙は、本契約違反、事故、その他自己の責に帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った損害について賠償するものとする。

(協議)

第16条 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、協議の上、解決、決定するものとする。

(訴訟管轄)

第17条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：紹介先

⑨

乙：紹介者

〒160-0023

東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビルディング二号館9階

株式会社 アセットコンサルティングネットワーク

代表取締役 大城 嗣博

⑨